

南海トラフ地震発生時の交通規制計画

1 趣旨

南海トラフ地震については、令和 7 年 3 月に中央防災会議が公表した被害想定によれば、最大で死者数約 29.8 万人、建物被害（全壊及び焼失）約 235 万棟等の甚大な被害が生じるとされている。

また、地震調査研究推進本部が発表した海溝型地震の長期評価（算定基準日令和 7 年 1 月 1 日）によれば、南海トラフの領域で今後 30 年以内にマグニチュード 8 から 9 クラスの大地震が発生する可能性は 80% 程度とされており、切迫性の高さが指摘されている。

本計画は、中央防災会議において示された被害想定や「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（具体計画）を踏まえ、広範囲な災害応急対策を的確かつ円滑に実施することができるよう、あらかじめ緊急交通路指定予定路線等を定めるものである。

2 基本的考え方等

(1) 基本的考え方

南海トラフの領域が震源とみられる地震が発生した場合は、発災後、道路管理者と連携して緊急点検箇所の点検を行うことを通じて、緊急交通路指定予定路線における道路損壊等による通行の支障の有無を把握する。その上で、被害が甚大な地域については、必要に応じ、道路交通法に基づく車両の流入禁止規制や一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を実施する。

また、緊急交通路指定予定路線のうち、被災状況、当該路線及びその周辺の道路における車両の通行状況に鑑み、実際に緊急交通路の指定を行う必要があると認めた路線・区間については、一般車両の排除等を行うとともに、関係都府県警察・道路管理者と調整の上、災害対策基本法第 76 条第 1 項の規定に基づく緊急交通路の指定等の交通規制を実施する。

なお、本計画で定めた緊急交通路指定予定路線等は、被害想定に示される最大規模の地震発生時を想定したものである。したがって、最大規模の地震ではない場合に一部の路線の指定を行わないなど、災害の規模や被災状況に応じて最も効果的な災害応急対策が実施されるよう、交通規制の範囲を適宜変更するものとする。

(2) 緊急交通路

中央防災会議が策定した具体計画に定める緊急輸送ルート、各種防災拠点の位置等を踏まえつつ、一般車両の排除が比較的容易な高速道路を中心に緊急交通路指定予定路線139路線を選定した。

なお、本計画は、主として広域的な観点から警察庁において調整が必要となるものをあらかじめ定めているものであるから、発災時の状況に応じて、各都府県の判断により、本計画の予定路線以外の道路を緊急交通路とすることを排除するものではない。

(3) 緊急点検箇所

高架区間が大半を占めるため全線を点検する必要のある首都高速道路、阪神高速道路等（39路線）のほか、被災により通行に支障が生じていないかを緊急に点検すべき橋梁、トンネル等8,858か所を選定した。

(4) 交通検問所

ア 高速道路等

緊急交通路指定予定路線上のインターチェンジ（入路、スマートインターチェンジを含む。）（以下「IC」という。）のうち、一般車両の通行止めを行うとともに、緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）を選別して通行させるための交通検問所を1,228か所選定した。

その内訳は、緊急通行車両等であることを確認して標章等を交付する「交付IC」189か所、一般車両と緊急通行車両等を選別する「選別IC」1,039か所である。その他の5か所のICは、ICそのものを閉鎖する「閉鎖IC」とした。

イ 一般道路

緊急交通路指定予定路線の交差点のうち、一般車両の通行止めを行うとともに、緊急通行車両等を選別して通行させるための交通検問所を13か所選定した。

これらはいずれも、一般車両と緊急通行車両を選別する「選別交差点」である。

3 留意事項

- (1) 大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、「交付IC」とされた交通検問所については、緊急通行車両等であることの確認を求める車両により混雑することが想定されることから、緊急交通路が指定されていない都道府県警察は、緊急通行車両であることの確認を受けようとする者に対し、車両の使用の本拠の位置等にかかわらず各都道府県の警察本部又は警察署で確認を受けるよう呼び掛け等を行うとともに、緊急通行車両であることの確認に係る事務を適切に行うこと。

また、各都道府県警察は、指定行政機関等に対し、災害発生前における緊急通行車両であることの確認を受けるよう、平素から積極的に促すこと。

- (2) 緊急交通路指定予定路線については、災害対策基本法第76条の4の規定に基づき、都道府県公安委員会が道路管理者等に対して道路啓開の要請を行うことが想定されることから、当該要請に備えて、関係都府県警察は当該路線の道路管理者等とあらかじめ調整しておくこと。
- (3) 緊急交通路指定予定路線が通行不能となった場合に備えて、関係都府県警察は、あらかじめ代替路を選定しておくこと。
- (4) 関係都府県警察は、隣接都府県警察、関係機関・団体と連携して、本計画に基づく実践的な交通規制訓練の実施に努めること。
- (5) 関係都府県警察は、緊急交通路指定予定路線等についてウェブサイトに掲載するなどして国民への周知に努めること。
- (6) 今後、中央防災会議による被害想定や具体計画の見直し等に応じ、随時計画の見直しを行う。